

前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊インターン実施要綱

(趣旨)

第1条 市外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、地域の活力の維持、強化に資するため地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊インターン（以下「インターン」という。）を実施するのに必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 インターンは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市内23地区の地域づくり協議会をはじめとした地域団体等が行う地域行事や住民交流等の取組に積極的に参加・協力するなどの本市の地域づくりを推進するための活動（地域行事への支援・参加、地域のデジタルデバイド解消に向けた支援等）
- (2) 本市における地域の魅力（住民活動）をさらにPRするための積極的な情報収集及び情報発信
- (3) 前各号に定めるもののほか、主に前各号の趣旨を達成するために、市長が必要と認める活動

(委嘱対象者)

第3条 インターンの参加者（以下「参加者」という。）は、下記の資格要件を満たした者の中から市長が委嘱する。

- (1) 現在、3大都市圏をはじめとする都市圏に住民票を有する者であって、地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表に基づく者。ただし、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者のうち、JETプログラム参加者として当該事業に2年以上参加し、かつ、JETプログラム終了日から1年以内の者は、住民票の要件を満たさない場合でも委嘱対象者に含めることとする。
- (2) 年齢はおおむね20歳から50歳までとし、心身ともに健康で、地域住民の一員として地域協力活動に熱意を持って取り組むことができる者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (4) インターン活動期間中、前橋市内に滞在することができる者
- (5) 地域おこし協力隊インターンの趣旨及び活動について理解している者
- (6) 普通自動車免許を有する者
- (7) パソコン（ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト、インターネット、SNS等）の操作ができる者

(委嘱期間等)

第4条 参加者の委嘱期間は60日以内とする。

2 参加者の活動日数は、原則として委嘱期間30日当たり22日間とし、最大44日間とする。

3 参加者の活動時間は、原則として1日当たり7時間とする。

(活動範囲)

第5条 参加者の活動範囲は、原則として前橋市内とする。ただし、本市の地域活性化に資すると認められるときは、市外で活動できるものとする。

(報償)

第6条 参加者の報償は、1活動日あたり11,550円とする。

(活動に関する経費)

第7条 参加者は、活動に必要な経費を自身で支払うものとする。

(守秘義務)

第8条 参加者は、第2条各号に定める活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委嘱期間満了後も同様とする。

(活動の報告)

第9条 参加者は、活動の内容に関する業務報告書を作成し、市長に報告しなければならない。

(解嘱)

第10条 市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 参加者本人から解嘱の申出があったとき。
- (2) 法令等に違反し、又は参加者としての職務を著しく怠ったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、参加者としての活動が継続できないと認められるとき。
- (4) 参加者としてふさわしくない行動が認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が参加者として適当でないと認めたとき。

(市の役割)

第11条 市長は、参加者の活動が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 参加者の活動に関する総合調整に関すること。
- (2) 参加者の活動に関する住民への周知に関すること。
- (3) その他参加者の円滑な活動に必要なと認められること。

(隊員委嘱)

第12条 市長は、参加者のインターン活動状況が良好で、前橋市と参加者の協議が整った場合、参加者を正式に前橋市地域づくり分野地域おこし協力隊員として委嘱することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協力隊に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年5月7日から施行する。